

## 東紀州環境施設組合公告第1号

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、東紀州環境施設組合契約に関する規則（令和3年規則第12号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年4月1日

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

### 1. 契約者

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜3丁目2番3号  
東紀州環境施設組合 管理者 加藤 千速  
(電話：0597-49-0080、FAX：0597-49-0081)

### 2. 入札に付する事項

- (1) 件名 **事務用ノートパソコン購入**
- (2) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 上記1. 契約者に同じ

### 3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町（以下、関係市町という。）から入札に係る指名停止等措置を現に受けていない者であること。
- (3) 関係市町に本店、支店又は事業所を有すること。
- (4) 関係市町における地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営に関与する企業でないこと。

### 4. 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う。）

## 5. 入札方法

入札に参加を希望する者は、以下に掲げる要件を順守の上、提出書類を郵送又は持参すること。

### (1) 提出書類

入札書(別紙のとおり):商号(名称)、代表者職氏名、住所を記入し押印すること。

### (2) 入札書記載方法

入札書には税抜き価格を記載すること。

### (3) 提出期限

令和4年4月12日午後5時まで

### (4) 提出場所

上記1に同じ

### (5) 郵送の方法

- ① 簡易書留又は一般書留(簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期限までに必着させること。)
- ② 封筒には入札書を入れ、封筒表面に「(上記2の件名)入札書在中」及び商号(名称)を記入し封印する。(詳細は入札についての注意事項をご確認ください。)

## 6. 入札・仕様への質問

### (1) 質問期限

令和4年4月7日午後3時まで(必着)

### (2) 提出場所

上記1に同じ

### (3) 入札説明会

新型コロナウイルス蔓延防止の観点から実施いたしません。

### (4) 質問方法

入札、仕様に関する質問は質問書により提出してください。

(書面提出方法は提出場所への持参、郵送又はFAXに限り、提出する際は必ず電話にて提出する旨の連絡をお願いします。)

### (5) 質問回答

本入札に関する質問があった場合、令和4年4月8日までに回答をホームページに掲載します。

## 7. 開札に関する事項

### (1) 開札日時

令和4年4月13日午前9時

### (2) 開札場所

上記1. 契約者に同じ

### (3) 開札の立会

本件は入札書の事前提出方式のため、当日の立会は必要ありませんが、立会を希望する方は入札書提出期限までに組合総務係までご連絡ください。立会を希望する際は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用や手指消毒を行い、開札場所に開札日時の5分前までに来てください。なお、立会者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

- (4) 開札後の連絡 開札後の結果連絡は最低価格の有効な入札をした落札候補者のみに連絡いたします。また、応札が1者であった場合においてもその入札は有効とします。

## 8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内にて最低価格の有効な入札をしたものを落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、同価を入札した者でくじを引き、落札候補者を決定する。
- (3) 入札執行者が指定をした日(原則として開札日)から起算して、3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に落札候補者が入札参加資格を有すると確認したときにその者を落札者とする。
- (4) (3)について、落札候補者は事業所等がある全て又はいずれかの関係市町の地方税に滞納がないことを証する書類(令和4年4月1日以降に取得したものであり、複写可)を入札執行者に提出すること。
- ※1 各市町において滞納がないことを証明する書類は異なります。  
尾鷲市、熊野市：納税証明書、紀北町：完納証明書、御浜町：納税確認書又は完納証明書、紀宝町：完納証明書又は納税証明書
- ※2 関係市町において地方税の納付が確認できない場合は、領収書等の納付を証明するものが証明書発行時に必要になる場合があります。
- (5) 落札候補者が入札参加資格を有しないことを確認した場合、その者の入札は無効とする。この場合において、最低価格の有効な入札をしたものを新たな落札候補者とし、その者の入札参加資格を確認する。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

## 9. 入札の無効に関する事項

- (1) 上記3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項に定める入札参加資格のない者及び虚偽申請をした者が行ったとき
- (2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (3) 入札価格に金額の記載がないとき、又は入札価格が判別できないとき
- (4) 入札書に訂正した入札価格が記載されていたとき
- (5) 入札書に誤字や脱字、入札者の記名押印がないなどの提出書類に不備があるとき
- (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 10. 契約書作成の要否

要

1 1. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

1 2. その他

- (1) 入札参加に要する費用は提出者負担とする。
- (2) 落札決定後に当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。